

事務所で作成 e-Tax ネットで申告

平成 23 年分所得税の確定申告書等
作成コーナーから代理送信編

「おうちで作成 ネットで申告 e-Tax
平成 23 年分所得税の確定申告書等
作成コーナーから直接送信編」の別冊として
同コーナーから税理士等が代理送信する手順
を掲載しています。



操作に関するお問い合わせは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」へ
0570-015901 (e-コクゼイ)

平成 24 年 1 月版
東京国税局

確定申告書等作成コーナーにおいても

税理士の代理送信により電子申告ができます。

所得税の確定申告書等作成コーナーにおいても、税理士による代理送信ができます。

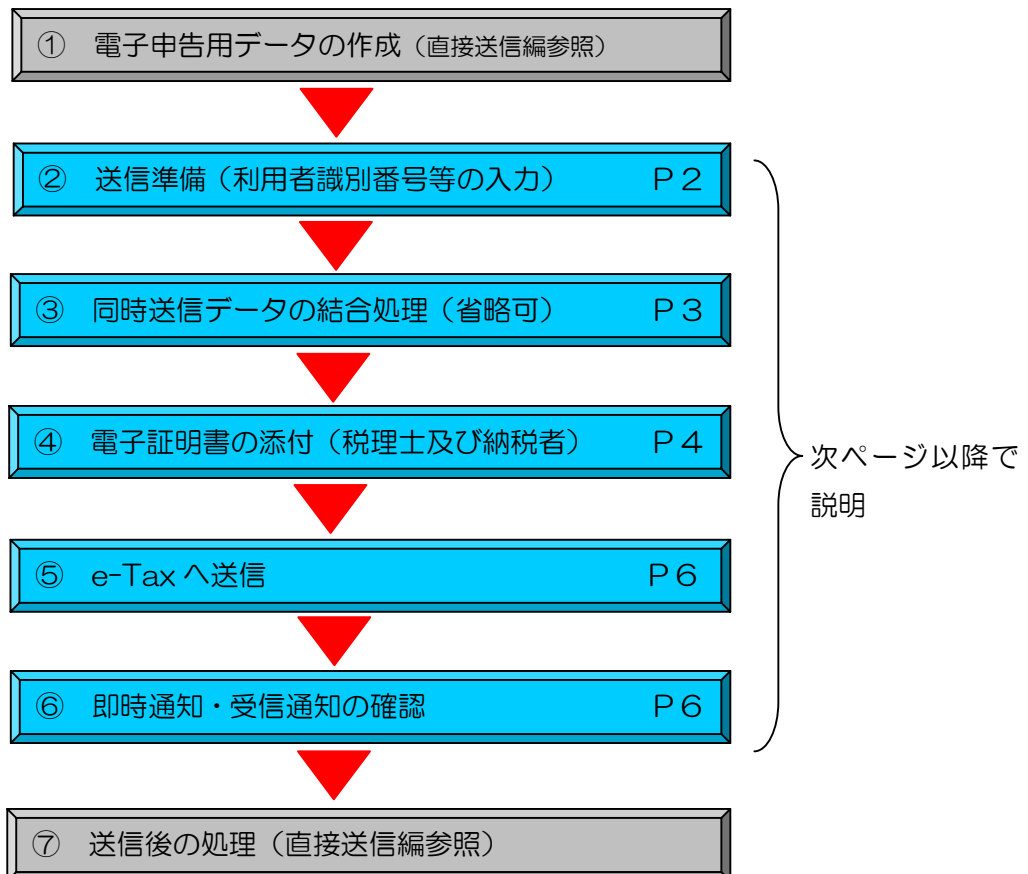
また、納税者と税理士、それぞれの電子証明書を添付して e-Tax へ送信することができますので、最高 4,000 円の電子証明書等特別控除も受けることができます。(平成 19 年分から平成 22 年分のいずれかの年で当該控除の適用がない場合)

ここでは、次の条件で当コーナーを利用した場合の送信準備から電子証明書の添付(電子署名)、送信、受信通知の確認までを説明します。

(本マニュアルは、平成 24 年 1 月現在の情報をもとに作成しております。)

- ◆ 使用する電子証明書ドライバソフト
日税連 IC カードマネージャ
- ◆ 使用する電子証明書
 - ・ 納税者 ⇒ 公的個人認証サービスの電子証明書(住基カード)
 - ・ 税理士 ⇒ 日本税理士会連合会電子認証局の電子証明書
- ◆ 電子証明書等特別控除
適用を受ける

基本的な流れ



① 電子申告用データの作成

電子申告用データを作成するまでの流れについては、「おうちで作成 ネットで申告 e-Tax 平成 23 年分所得税の確定申告書等作成コーナーから直接送信編」P1～P33 を参照してください。

② 送信準備（利用者識別番号等の入力）

税理士等の利用者識別番号等の情報を入力します。

なお、「おうちで作成 ネットで申告 e-Tax 平成 23 年分所得税の確定申告書等作成コーナーから直接送信編」P28 項番4の送信者選択画面で「②税理士等が申告書等を送信（提出）」を選択し、税理士情報を入力した場合は、税理士の利用者識別番号等も表示されます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して確定申告を行います。

※ 平成24年9月15日(木)の24時を過ぎて受後に提出されたものとなりますのでご注意ください。インターネット環境によっては、送信に時間がかかります。

利用者識別番号の入力

国税 太郎 様 の利用者識別番号を入力してください。

利用者識別番号【必須】 [半角数字4桁]

※ 利用者識別番号は、「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知」により通知されます。

納税者の利用者識別番号が表示されます。

税理士等の利用者識別番号等の情報を入力します。既に表示されている場合は、表示内容を確認します。

税理士等に関する入力欄（任意入力）

申告書等の作成を税理士等に依頼している場合は、以下の1から4の税理士等に関する入力欄も入力してください。

※ この欄は税理士の方が代理送信する場合のみ入力してください。

1 次の画面を提出する場合にチェックをしてください。

税理士法第30条の書面 税理士法第33条の2の書面

2 税理士等漢字氏名・名称漢字 [税理士 太郎 [全角30文字以内]]

3 税理士等電話番号 [03 - 1234 - 5678 [半角数字計14桁以内]]

4 税理士等利用者識別番号 [半角数字4桁]

確定申告書等作成コーナーから送信できるデータは、下の表のとおりです。
当コーナーで作成した決算書等データを引継いでいる場合は、別途結合する必要は無く、申告書データと一緒に送信できますので、「決算書等の送信」でチェックをつける必要はありません。

税務代理権限証書などを送信する場合は、※ にチェックを入れ、次頁の結合画面を表示させます。

なお、当コーナーで作成できない税務代理権限証書などを結合させる場合はあらかじめ、e-Tax ソフトや会計ソフト等で xml データ（拡張子が「. xtx」、「. xml」）を作成しておく必要があります。

パターン1 当コーナーで決算書等を作成しデータを引継いだ場合

決算書等の送信（任意入力）

作成した決算書データは申告書データと一緒に送信されます（※別途結合する必要はありません。）。

源泉徴収票などを一緒に送信される方は、次のチェックボックスにチェックをしてください。このまま送信する方は、チェックを入れなくても大丈夫です。

支払者から電子交付（xmlデータ）を受けた源泉徴収票などを一緒に送信する。 ※

パターン2 事業所得・不動産所得がない場合

源泉徴収票等の送信（任意入力）

入力された申告書のほか、源泉徴収票などを一緒に送信される方は、次のチェックボックスにチェックをしてください。このまま送信する方は、チェックを入れなくても大丈夫です。

支払者から電子交付（xmlデータ）を受けた源泉徴収票などを一緒に送信する。 ※

パターン3 事業所得・不動産所得があり決算書等データを引継いでいない場合

決算書等の送信【必須】

決算書等の提出方法について選択してください。

決算書・取支内訳書のデータや支払者から電子交付（xmlデータ）を受けた源泉徴収票などを一緒に送信する。 ※

上記以外（別途書面で提出するなど。）

送信できるデータ	作成コーナーで作成	備考
所得税の確定申告書	○	
所得税の取支内訳書又は青色申告決算書	○	青色申告決算書・取支内訳書作成コーナーで作成した電子申告データに引継ぐ。
給与所得の源泉徴収票		支払者から交付を受けたe-Tax対応のものに限る。
特定口座年間取引報告書		支払者から交付を受けたe-Tax対応のものに限る。
税理士法第30条の書面（税務代理権限証書）		
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面（平成20年9月1日以降提出分）		
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面（平成20年9月1日以降提出分）		

※ 該当等の支払通知書には対応していませんのでご注意ください。

【必須項目】

どちらかにチェックを入れないと先に進めません。

入力が終わったら、「入力終了（次へ）」をクリックします。

③ 同時送信データの結合処理（2ページで「※」にチェックを入れた場合）

確定申告書と同時送信する決算書等データを結合します。

なお、ここで結合処理を行うのは、e-Tax ソフトや会計ソフトで作成した決算書等や税務権限代理証書など、**確定申告書等作成コーナー以外で作成したデータを同時送信する場合**です。

当コーナーで決算書等データを作成した方、同時送信するデータのない方は、「④電子証明書の添付（電子署名）」へ進んでください。

送信準備（同時に送信する決算書等データの選択）

作成した所得税の申告書は、次のデータと一緒に送信することができます。

- 決算書・収支内訳書作成コーナーで作成した電子申告用データ（拡張子（.xtx））
- 支払者から交付を受けたe-Tax対応の源泉徴収票等データ（拡張子（.xml）） など
送信できるデータはこちら

1 データ送信の流れ

【例】所得税の申告書に、決算書、添付書類を結合する際のデータ送信の流れ

2 電子申告用データの選択

下の「参照…」ボタンをクリックし、結合するデータを選択してください。
選択終了後、「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

1	<input type="text"/>	参照...
2	<input type="text"/>	参照...
3	<input type="text"/>	参照...
4	<input type="text"/>	参照...

< 戻る 入力終了(次へ)>

2 電子申告用データの選択

下の「参照…」ボタンをクリックし、結合するデータを選択してください。
選択終了後、「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

1	<input type="text" value="C:\¥税務代理権限証書.xml"/>	参照...
2	<input type="text"/>	参照...
3	<input type="text"/>	参照...
4	<input type="text"/>	参照...

< 戻る 入力終了(次へ)>

「参照」をクリックします。

e-Tax ソフトや会計ソフト等で、あらかじめ作成しておいた xml 形式（拡張子が「.xtx」、「.xml」）のデータを選択します。

入力が終わったら、「入力終了（次へ）」をクリックします。

④ 電子証明書の添付（税理士及び納税者）

電子証明書の添付（電子署名）は、「税理士→納税者」の順に行います。
最初に税理士の電子証明書を IC カードリーダーにセットします。
認証局を選択後、「次へ」をクリックします。

「税理士等」が表示されます。

認証局は、「日本税理士会連合会電子認証局」を選択します。

ICカードの準備（税理士等）

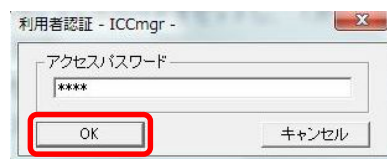
(1)税理士等のICカード発行元の認証局サービス名を選択してください。

認証局サービス名： 日本税理士会連合会電子認証局

(2)ICカードリーダーにICカードをセットし、「次へ」をクリックしてください。

(パスワードの入力画面が表示されますので、ICカード(電子証明書)のパスワードを入力し「OK」をクリックしてください。)

次へ



税理士の電子証明書のパスワードを入力し「OK」をクリックします。

税理士の電子証明書の内容を確認します。

申告書等送信

電子証明書の内容確認（税理士等）

電子証明書の情報は次のとおりです。
電子申告等データに署名を行いますので、「次へ」ボタンをクリックしてください。

発行元： [redacted]
発行先： [redacted]
有効期間： 2010/7/8～2013/7/7

戻る 次へ

「次へ」をクリックすることで電子署名が行われます。

次に、納税者の電子署名を行います。

認証局サービス名を選択する場合に「**日本税理士会連合会電子認証局**」を選択してください。

認証局を選択後、「次へ」をクリックします。

申告書等送信

「納税者」に変わります。

ICカードの準備 (納税者)

1 納税者のICカード発行元の認証局サービス名を選択してください。

※ 市区町村で取得した住民基本台帳カードの場合は、「公的個人認証サービス」を選択してください。

認証局サービス名: **日本税理士会連合会電子認証局**

2 上で選択した内容をご確認いただき、「次へ」ボタンをクリックしてください。

納税者の署名を省略する場合は、「送信へ」をクリックしてください。

送信へ 戻る **次へ**

※ 納税者の電子証明書の添付を行わない場合は、P7の【参考】を参照してください。



日税連の「ICカードマネージャ」を使用しているため、電子証明書が公的個人認証サービス（住民基本台帳カードに格納）のものであっても、日税連の認証局を選択します。

「ICカードマネージャ」は、公的個人認証サービスの電子証明書にも対応しています。

納税者の電子証明書のパスワードを入力し「OK」をクリックします。

利用者認証 - ICCmgr -

アクセスパスワード

OK キャンセル

住民基本台帳カードに格納されている電子証明書のパスワード(英字)は全て大文字ですので、入力の際はご注意ください。

納税者の電子証明書の内容を確認します。

申告書等送信

電子証明書の内容確認 (納税者)

電子証明書の情報は次のとおりです。

電子申告等データに署名を行いますので、「次へ」ボタンをクリックしてください。

発行元: ██████████
発行先: ██████████
有効期間: 2010/7/8~2013/7/7

戻る **次へ**

「次へ」をクリックすることで電子署名されます。

⑤ e-Tax へ送信

e-Tax の受付システムへログインし、データを送信します。
税理士の暗証番号を入力し、送信をクリックします。

申告書等送信

電子申告等データの送信

電子申告等データを送信します。
利用者識別番号取得時に設定した暗証番号を入力し、
「送信」ボタンをクリックしてください。

※ 暗証番号を変更した場合は、変更後の暗証番号を入力してください。

利用者識別番号

暗証番号
[半角8文字以上50文字以内] 暗証番号の入力値を表示する

送信

税理士の「利用者識別番号」
であることを確認し、
税理士の「暗証番号」を入力します。

⑥ 即時通知・受信通知の確認を行います。

即時通知

電子申告等データを送信しました。

1 送信に係る受付時間等は次のとおりです。

受付時間: 2012/01/19

利用者識別番号:

受付番号:

2 「受信通知確認」ボタンをクリックし、送信結果及び内容を確認してください。
(受信したデータの審査のため、送信結果等が表示されるまで時間がかかる場合があります。)

※ この即時通知の内容を後で確認する場合は、「保存」ボタンをクリックしてください。

正常に送信された場合

受信通知

電子申告等データを受信しました。

右端にあるスクロールバーを下に動かして、内容を確認してください。

提出先: 税務署

利用者識別番号:

氏名又は名称:

受付番号:

※ 税務署へのお問い合わせ時には、上記「受付番号」をお伝えください。
受信した申告書等データをパソコンに保存する場合は、「ダウンロード」ボタンをクリックしてください。
この受信通知の内容を後で確認する場合は、「保存」ボタンをクリックしてください。

※ エラーがある場合は、内容を確認し、訂正した上で必ず再送信してください。

エラーがある場合

受信通知

電子申告用データを受け付けできませんでした。

送信されたデータには、エラー情報のとおり不備が認められます。
内容を確認し、補正を行った上で再度送信してください。
この受信通知を後で確認する場合は、保存（「保存」ボタンをクリックしてください。）を行ってください。

エラー情報: HJRH015E: 電子証明書が未登録、又は登録された電子証明書と一致しません。
「所得金額」欄について: 所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

⑦ 送信後の処理（送信した申告書等の印刷、納期限等の確認）

送信後の操作方法については、「おうちで作成 ネットで申告 e-Tax 平成 23 年分所得税の確定申告書等作成コーナーから直接送信編」P 38 以降を参照してください。

【参考】電子証明書等特別控除の適用を受けずに 税理士の電子証明書のみで代理送信する場合

税理士の電子署名及び電子証明書のみを付して代理送信する場合は、納税者本人の電子署名及び電子証明書が付されていないことから、電子証明書等特別控除の適用を受けることはできません。

電子証明書等特別控除 (35)

「適用なし」の場合は、
空欄

1	電子証明書等特別控除	(35)	
2	控除される所得金額	(36)	
3	上記(2)に対する税率	(37)	
4	配当控除額	(38)	
5	株式譲渡所得控除額	(39)	
6	譲渡所得に係る特別控除額	(40)	
7	譲渡所得に係る特別控除額	(41)	
8	譲渡所得に係る特別控除額	(42)	
9	譲渡所得に係る特別控除額	(43)	
10	譲渡所得に係る特別控除額	(44)	
11	譲渡所得に係る特別控除額	(45)	
12	譲渡所得に係る特別控除額	(46)	
13	譲渡所得に係る特別控除額	(47)	
14	譲渡所得に係る特別控除額	(48)	
15	譲渡所得に係る特別控除額	(49)	

「電子証明書等特別控除」の適用を受けずに確定申告書等作成コーナーの入力を進めると、「④電子証明書の添付」の納税者画面（5 ページ）で次のように表示されます。

税理士の電子証明書の添付のみで、納税者の電子証明書を添付せずに送信しますので、そのまま「送信へ」をクリックします。

ICカードの準備（納税者）

- 納税者のICカード発行元の認証局サービス名を選択してください。
※ 市区町村で取得した住民基本台帳カードの場合は、「公的個人認証サービス」を選択してください。
認証局サービス名：
- 上で選択した内容をご確認いただき、「次へ」ボタンをクリックしてください。
納税者の署名を省略する場合は、「送信へ」をクリックしてください。

納税者の電子証明書を添付する画面で「送信へ」ボタンをクリックします。

納税者の電子証明書を添付せずに送信するかどうかの確認メッセージが表示されます。

確認内容表示

メッセージ表示

HJS0203A

納税者の電子署名を付けずに送信します。
よろしいですか？

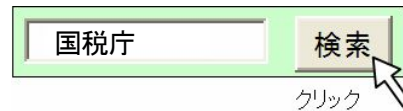
「はい」をクリックします。

e-Tax の受付システムへのログイン画面が表示されるので、税理士の暗証番号を入力してログインしデータを送信、即時通知・受信通知の確認を行います。



国税庁ホームページ

国税庁ホームページでは、「確定申告特集」で e-Tax による確定申告のご利用案内、よくある質問などを掲載していますので、是非ご覧ください。



e-Tax の利用可能時間

月曜日～金曜日の午前 8 時半から午後 9 時（祝日等を除く）

※ 平成 23 年分の所得税確定申告期における e-Tax の受付時間

平成 24 年 1 月 16 日（月）～3 月 15 日（木）⇒ 24 時間（メンテナンス等で休止する場合があります。）

e-Tax ・ 作成コーナーヘルプデスク

国税庁では、e-Tax ・ 確定申告書等作成コーナーの操作に関する問い合わせに電話で対応する専用窓口として、e-Tax ・ 作成コーナーヘルプデスクを設置しています。

（注）申告の内容に関してのご相談（税務相談）は、最寄りの税務署をご利用ください。

0 5 7 0 - 0 1 5 9 0 1（e-コクゼイ） 全国一律市内料金

0 3 - 5 6 3 8 - 5 1 7 1（PHS などをご利用の場合） 通常通話料金

○ ヘルプデスクの受付時間

- 1 平成 24 年 1 月 16 日～平成 24 年 3 月 15 日まで
 - ・ 月曜日～金曜日（祝日等を除く。）及び 2 月 19 日、26 日、3 月 4 日、11 日の日曜日
午前 9 時～午後 8 時
- 2 1 以外の期間
 - ・ 月曜日～金曜日（祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）
午前 9 時～午後 5 時